

# 関東古高会 会則

## 第一章 総則

- 第1条(名称) 本会は関東古高会と称する。(昭和34年10月1日に設立)
- 第2条(組織) 本会は関東ならびにその周辺地区に在住し、鹿児島県立古仁屋高等学校(その前身校を含む)に在籍したことのある者、および関係者をもって構成する。
- 第3条(目的・事業) 本会は会員総合の融和親睦を深め、母校および各地区古高会と連携し、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は会長の指定する場所に置く。

## 第二章 役員

- 第5条(役員) 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 副会長 若干名
  3. 幹事長 1名
  4. 副幹事長 若干名
  5. 常任幹事 若干名
  6. 幹事 卒業年次別に 各2名以上
  7. 事務局長及び書記 各1名
  8. 会計長及び会計 各1名
  9. 監事 2名
- 第6条(役員を選任)
1. 会長、会計長、及び監事の三役は、会員の立候補制とする。
  2. 本会の中に、相談役で構成する役員選考委員会を置く。
  3. 役員選考委員会は、前1項に基づいて三役の候補者を選考し、総会に推薦する。
  4. 総会は、役員選考委員会の推薦を受けて、三役を選任する。
  5. その他の役員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、総会に報告するものとする。
  6. 会の運営上、年度途中における役員補充・解任等の必要が生じた場合は、会長の指名により役員会の承認を経て任命出来るものとする。
  7. 前項5については、次回の総会に報告するものとする。

## 第7条(役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の仕事を代行する。
3. 幹事長は、会長の指示に従い会務の運営処理にあたる。
4. 副幹事長は、幹事長の業務を補佐する。
5. 各幹事は、それぞれ幹事長を補佐する。
6. 事務局長は、本会の連絡事務所を別途所管し、会員および対外的な会務の連絡処理にあたる。
7. 書記は、総会ならびに役員会の記録を作成し、保管する。
8. 会計は、本会の会計処理ならびに財産管理司る。
9. 監事は、会計監査ならびに会務を監理する。
10. 幹事は、書記・会計等を兼ねることができる。

## 第8条(役員の仕事)

1. 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員は、役員会の同意なしには退任することが出来ず、任期満了後といえども次期役員が選出されるまではその仕事を司らねばならない。

## 第三章 会議

### 第9条(名誉会長・顧問・相談役)

1. 本会に、名誉会長・顧問・相談役をおくことが出来る。

2. 名誉会長・顧問は総会の決議によって委嘱し、相談役は会員の中から会長が委嘱する。

第10条(会議の種類) 本会の会議は、総会と役員会とする。

第11条(会議の召集) 定期総会は、年1回役員会の定めによって開催し、臨時総会および役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員3分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

第12条(総会の議事) 総会の議事は次の通りとする。

1. 会則の改廃
2. 会務・会計の報告
3. 役員を選出・承認
4. その他の重要事項

第13条(役員会) 役員会は第6条に定める役員をもって構成し、総会に代わって日常の会務を処理する。但し、重要事項については、総会の承認を得るものとする。

第14条(会議の議長) 会議の議長は、その都度出席者の中から選出する。

第15条(議決) 会議は、出席者の過半数をもって議決する。

## 第四章 会計および財務

第16条(経費)

1. 本会の経費は、年会費・総会費および寄付金をもってこれに当てる。
2. 会員は、年会費として一世帯あたり2,000円を納入するものとする。  
(一世帯とは、所帯を同じくする夫婦または親子が本会の会員であることをさす)
3. 会員は、会議に出席したときはその都度当該会議の会費として、相当額を納入するものとする。
4. 総会費はその都度役員会で決定し、通知する。
5. 年会費、総会費については、卒業後5年間は免除する。
6. 本会の会計年度は、前年10月1日から9月末日とする。

第17条(慶弔) 本会は、役員会の判断により、慶弔見舞いを行うことが出来る。

第18条(簿冊) 本会に、次の簿冊を備える。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会議議事録
4. 会費出納簿
5. 寄付台帳
6. その他必要と認める書類

## 補足

第19条(会則の改正) 本会則は、総会において出席会員の過半数の同意があれば改正することが出来る。

(会則の発効)

1. 本会則は平成元年から施行する。(会則の一部変更)
2. 本会則は平成4年11月から施行する。(会則の一部変更)
3. 本会則は平成5年11月22日から施行する。(会則の一部変更)
4. 本会則は平成7年11月19日から施行する。(会則の一部変更)
5. 本会則は平成13年11月25日から施行する。(会則の一部変更)
6. 本会則は平成27年11月23日から施行する。(会則の一部変更)

- ・第1条の会の設立年月日を追加する。
- ・第16条6の会計年度を変更する。